

令和 6 年度交通会議（第 4 回）資料
令和 6 年 1 2 月 1 9 日
新宿区みどり土木部交通対策課

新宿WEバスにおける運行計画の見直し（ダイヤ改正）について

運行事業者である京王バス株式会社より、新宿駅周辺循環型バス（以下、「新宿WEバス」という。）の西新宿循環ルートについて、令和 7 年 4 月より団体特別割引通勤定期乗車券（以下、「通勤定期券」という。）の廃止と合わせて、運行計画の見直し（ダイヤ改正）を行いたい旨の申出があった。

については、新宿駅周辺循環型バスの運行に関する協定第 2 条（運行計画の変更）に基づき、運行事業者と区で協議した事項について、地域公共交通会議において協議を行う必要があることから、下記のとおり協議する。

1. 西新宿循環ルート運行計画の見直し（ダイヤ改正）についての概要

【現行】（参照：資料 4 - 2）

（平日）運行間隔 8 ～ 12 分 運行本数 80 便 最頻時運行使用車両数 3 台

（土曜）運行間隔 12 ～ 25 分 運行本数 44 便 最頻時運行使用車両数 2 台

（日曜・祝日）運行間隔 12 ～ 25 分 運行本数 42 便 最頻時運行使用車両数 2 台

【見直し後】（参照：資料 4 - 3）

（平日、土曜、日曜・祝日）運行間隔 24 分 運行本数 30 便 使用車両台数 1 台

2. 見直し事由

新宿WEバスについては、朝・夕を除き、大きな混雑はなく運行されており、混雑時間帯における乗車人数の多くは通勤定期券利用者となっている。一方、現行の運行計画では、最頻時の運行使用車両数を 3 台としているが、運行コストの増及び乗務員不足の影響から運行使用車両数 3 台での運行が困難な状態にある。

この度、運行事業者である京王バス株式会社からの申出により、令和 7 年 4 月に通勤定期券を廃止することとなるため、現在の乗車人数から減少することが見込まれる。よって、通勤定期券の廃止と合わせ、使用車両台数を削減するため、運行計画の見直し（ダイヤ改正）を図る。

3. 運行計画見直し後（ダイヤ改正後）の乗車人数の見込み

(1) 算出にあたっての考え方

現行ダイヤにおける運行時刻ごとの各停留所平均乗車人数をもとに、ダイヤ改正後の運行時刻ごとの各停留所乗車人数見込み値を算出した。

現行ダイヤからダイヤ改正後への乗車人数移行の考え方及び使用したデータについては下記のとおりである。

<乗車人数移行の考え方>

・平日は現行の運行本数が多く、ダイヤ改正後の運行時刻とのずれが小さいため、現行の運行時刻から最も近接するダイヤ改正後の運行時刻の便へ振り替える

- ・ダイヤ改正後の近接する運行時刻の便が前後ともに同一時間離れている場合については、前の便に振り替える
- ・土曜及び日曜・祝日は、現行とダイヤ改正後のずれが大きいため、現行の運行時刻から最も近接するダイヤ改正後の運行時刻の前の便へ振り替える
- ・現行よりも前の運行時刻の便がない場合は、最も近接する後ろの便へ振り替える
- ・近接する運行時刻が1時間以上となる場合は、他の交通手段が利用されるものとして、現行からダイヤ改正後への移行は行わない

<使用したデータ>

- ・令和6年10月における運行時刻ごとの各停留所平均乗車人数（平日、土曜、日曜・祝日の3区分）
- ・通勤定期券利用者は、令和6年10月実施の実測調査結果（参照：資料2-2）

(2)算出結果（参照：資料4-4）

ア) 平日

①通勤定期券利用者の考慮無し

算出条件：通勤定期券利用者全てが利用しなくなると仮定

算出結果：いずれの運行時刻においても、各停留所乗車人数の合計が乗車定員である50人を上回らないため、運行に支障はない。

②通勤定期券利用者の考慮有り

算出条件：運行に支障をきたさない通勤定期券利用者の利用継続割合を算出

算出結果：算出した結果、運行に支障をきたさない通勤定期券利用者の利用継続割合は「2割」であった。なお、3割が継続すると仮定した場合は、朝の時間帯及び最終便において、各停留所乗車人数の合計が50人を超えることから、運行に支障をきたすこととなる。

イ) 土曜、ウ) 日曜・祝日

算出条件：通勤定期券利用者なしと仮定

算出結果：いずれの運行時刻においても、各停留所乗車人数の合計が乗車定員である50人を上回らないため、運行に支障はない。

4. 新宿WEバスにおける運行計画の見直し（ダイヤ改正）対する区の考え

通勤定期券の廃止により、乗車人数の減少が見込まれるため、ダイヤ改正後においても混雑なく運行可能であると判断できる。

また、運行コストの増及び乗務員不足の観点から、使用車両数を縮減することはやむを得ないと考えられるため、通勤定期券の廃止と合わせた運行計画の見直しについては支障ないとする。

ただし、通勤定期券利用者が一定以上の割合で継続利用した場合には、運行に支障をきたす可能性があるため、運行計画の見直しを図る令和7年4月までに、運行事業者である京王バス株式会社と通勤定期券利用企業間で協議のうえ、交通手段の転換等がなされるよう対応いただく。